

第一フロンティア 生存給付金付終身(円建/外貨建)

生存給付金付終身保険(通貨指定型)

*この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れることがあります。

保険ならではの“しくみ”を活用した生前贈与ができます

一般的な生前贈与の対応

① 贈与契約書の作成

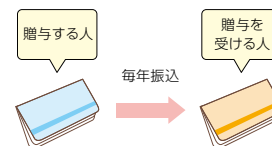
贈与の記録を残すため、
贈与のたびに、
「贈与契約書」を作成する
必要があります。



贈与契約書

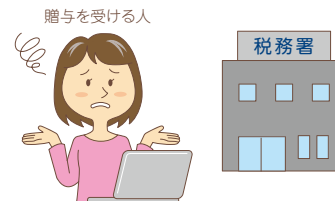
② 振込み手続き

「贈与する人」の口座から、「贈与を受ける人」の口座へ
振込み手続きが必要です。



③ 贈与税の申告

贈与を受けた方は、1年間の贈与額が110万円を超える場合、
贈与税の申告を行い、申告書(控え)を保管します。



この保険を活用

贈与契約書の作成は不要です

第一フロンティア生命が発行する
お支払通知を贈与の記録として
使えます。



贈与契約書

振込みの手間が省けます

「贈与を受ける人」の口座へ
第一フロンティア生命が振込みます。



生命保険会社から

申告に必要な書類をお送りします

お支払通知は、申告の際にも活用いただけます。
(110万円を超える生存給付金を受領した場合、
贈与税申告が必要)



ご契約後にお届けする書類

ご契約後、第一フロンティア生命より、以下の書類をお届けします。

ご契約後

保険証券/契約内容のご案内/生命保険料控除証明書/お手続きガイド/
マイナンバー事前登録のお願い など

*通常、保険契約の成立日の翌営業日に契約者さま宛に発送します。

ご契約内容のお知らせ

*「契約応当月」・「契約応当月+6ヵ月」それぞれ月末のご契約内容を、翌月下旬以降に契約者さま宛に
発送します。

次回生存給付金のご案内

*生存給付金受取人が契約者と別人の場合、毎年1回、指定生存給付金支払日の3ヵ月前を目処に
契約者さま宛に発送します。

生存給付金のお知らせ

*毎年1回、指定生存給付金支払日の2ヵ月前を目処に生存給付金受取人さま宛に発送します。

お支払明細

*生存給付金のお支払時に、生存給付金受取人さま宛に発送します。
*マイナンバー(個人番号)申告書を同封させていただく場合があります。必要書類(コピー)を貼り付けのうえ、
第一フロンティア生命までご返送ください。なお、マイナンバーをご登録済の場合などは、同封の対象外となります。

保険期間中

各種手続き 完了時

お手続きの完了通知

*各種お手続き(ご登録情報・ご契約内容の変更、保険金の請求など)の完了後に、お手続きの結果を
お知らせします。
*マイナンバー(個人番号)申告書を同封させていただく場合があります。必要書類(コピー)を貼り付けのうえ、
第一フロンティア生命までご返送ください。なお、マイナンバーをご登録済の場合などは、同封の対象外となります。

ご検討、お申込みの際は、
「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」などをお読みください。

「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」ではご契約についての重要事項、
ぜひ知っていただきたい事項などについて説明しています。あわせてお読みいただき、大切に保管してください。
ご加入商品の「ご契約のしおり・約款」については、右記のコードからご確認ください。

<しおり・約款用>



公的保険制度についてくわしく知りたい方へ

公的保険制度を理解したうえで、必要に応じた民間保険に加入することが重要です。
金融庁ホームページに、民間保険と関係のある公的保険制度について紹介されています。
くわしくは、右記のコードからご確認ください。

<公的保険制度>



この保険商品の ご検討に際しては、必ず販売資格を持つ生命保険募集人にご相談ください。

契約締結における担当者の役割について

生命保険契約は、お客さまと第一フロンティア生命との間で締結される契約であり、お客さまからのお申込みをいただき、第一フロンティア生命が承諾
したときに有効に成立します。野村證券の担当者(生命保険募集人)は、契約締結の際の媒介をさせていたことが役割であり、契約締結の代理権や
告知の受領権はありません。担当者(生命保険募集人)の登録状況・権限などに関しまして確認をご要望の場合には照会先[第一フロンティア生命
0120-876-126]までご連絡ください。

【引受保険会社】



第一フロンティア生命保険株式会社

〒105-0003 東京都港区西新橋1-1-1

日比谷フットタワー

ホームページ <https://www.d-frontier-life.co.jp/>

お客さまサービスセンター
フリーダイヤル

0120-876-126

営業時間 9:00~17:00(土日、祝日、年末年始などの休日を除く)

25年10月版

☎B25F0073(2025.7.17) F8369-01 '25年9月作成 ラ

【募集代理店】

野村證券株式会社

取扱者(生命保険募集人)

No.1590/25.10



この商品/パンフレットに記載の税務のお取扱いは2025年8月現在のものです。法令改正などにより税務のお取扱いが変更と
なった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取扱いについては、税理士などの専門家
または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

*贈与を受ける人(受贈者)を、生存給付金受取人に指定するプランです

〔終身保障なし〕は終身保障不担保特則を適用。

できること

1

終身保障
なし

を選択し、

一時払保険料の全額を
贈与できます

できること

2

通貨・贈与(受取)回数を
選択できます

*ご契約時の金利情勢などにより、選択できない通貨・受取

回数があります。

- 最短3回(2年)から贈与できます。
- 贈与(受取)回数は
外貨建の場合、3・5・7・10・15・20・25・30回
円建の場合、3回・5〜10回(1回きざみ)・15・20・25・30回
から選択できます。
- 生存給付金額は、契約時に指定通貨建で 確定します。

できること

3

3名まで同時に贈与、など
さまざまな贈与のニーズにお応えします

*契約者と被保険者が別人の場合、1契約で贈与できるのは被保険者の1名です。

- 贈与を受ける人および受取割合は、変更できます。
- 贈与する金額の上限額をあらかじめ設定できます。▶P3・4
- 贈与の開始を任意の日に指定できます。
(下段の「指定生存給付金支払日について」をご参照ください。)

しくみ図(イメージ)

受取回数:10回(9年)、終身保障倍率:1倍、
第1回の指定生存給付金支払日:契約日を選択した場合

(指定通貨)



米ドル 豪ドル 円

積立利率の上乗せ
があります払込金額が、
・20万米ドル以上
・30万豪ドル以上
・3,000万円以上 の場合*くわしくは「特に重要なお知らせ
(契約概要・注意喚起情報)」6ページ
をお読みください。初期費用の負担は
ありません一時払
保険料
(基本
保険
金額)指定
通貨
建

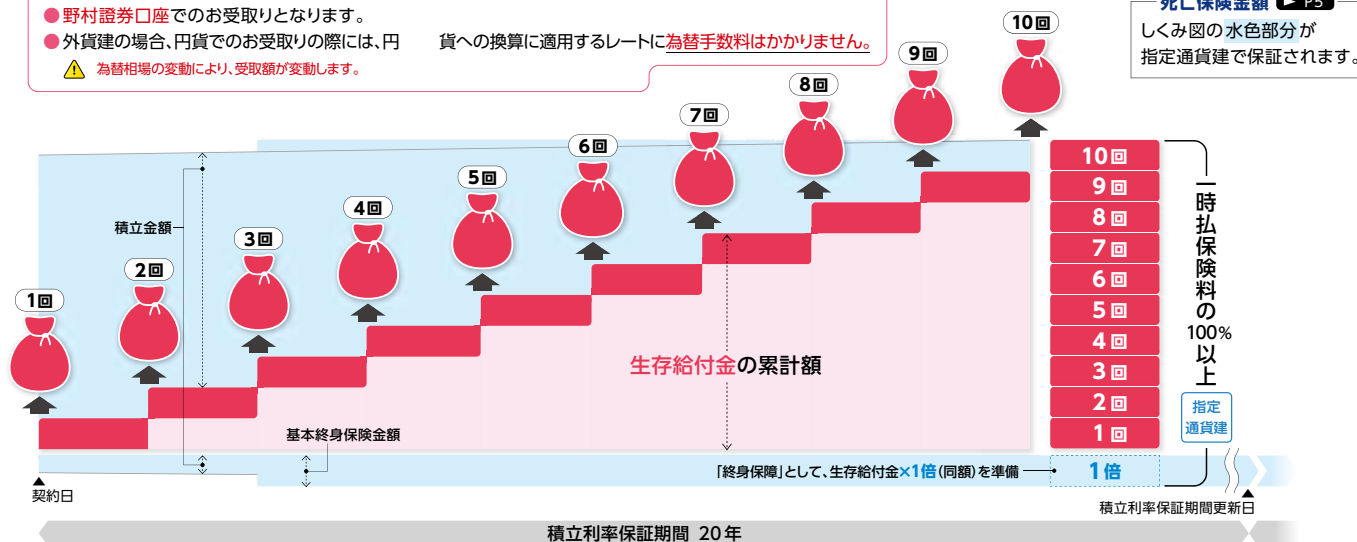
終身保障部分

贈与
部分

生存給付金のお受取り

- 野村証券口座でのお受取りとなります。
- 外貨建の場合、円貨でのお受取りの際には、円貨への換算に適用するレートに為替手数料はかかりません。
▲ 為替相場の変動により、受取額が変動します。

貨への換算に適用するレートに為替手数料はかかりません。



死亡保険金額 ▶P5

しくみ図の水色部分が
指定通貨建で保証されます。

(契約年齢)指定通貨、生存給付金受取回数および終身保障倍率などに応じて決まります。

指定通貨	 米ドル、  豪ドル				
終身保障 (倍率)	生存給付金受取回数				
	3回	5・7・10回	15・20回	25回	30回
なし		0～90歳	0～90歳	男性0～85歳 女性0～89歳	男性0～80歳 女性0～84歳
あり(1倍)	0～90歳	0～90歳			
あり(3倍)		0～90歳			

指定通貨	● 円									
終身保障 (倍率)	生存給付金受取回数									
	3回	5回	6回	7回	8・9回	10回	15・20回	25回	30回	
なし		76～90歳	76～90歳	76～90歳	76～90歳	0～90歳	0～90歳	男性0～85歳 女性0～89歳	男性0～80歳 女性0～84歳	
あり(1倍)	0～90歳	0～90歳		0～90歳		0～90歳				
あり(3倍)		0～90歳		0～90歳		0～90歳				

* [終身保障なし]の積立利率保証期間は生存給付金受取回数から1を差し引いた年数となり、更新しません。また、最終回の指定生存給付金支払日が到来したときにご契約は消滅

し、以後の保障はなくなります。

* [終身保障あり(1倍・3倍)]の積立利率保証期間は20年となります。

* 上記しくみ図はイメージを表したもので、将来の生存給付金額などを保証するものではありません。

指定生存給付金支払日について

- 第1回の指定生存給付金支払日は、契約日から翌年の契約応当日までのご契約者に指定いただけます。
- 第2回以降は、第1回の指定生存給付金支払日の毎年の年単位の応当日となります。

* ご契約後に、指定生存給付金支払日の変更はできません(例えば、生存給付金受取人を変更した場合においても同様です)。
 * 複数の生存給付金受取人を指定する場合、指定生存給付金支払日はすべての受取人に適用されます(同じ日となります)。
 * 生存給付金の口座入金予定日は、指定生存給付金支払日と異なる場合がありますのでご注意ください。▶P6

今年は、別途基礎除
110万円分贈与したから…
年明けすにしようかな



この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、為替、解約時の市場金利の変動

などによって損失が生じるおそれがあります。▶P13

贈与税の課税方式には、「**暦年課税**」「**相続時精算課税**」があり、

それぞれ**年間110万円**までの基礎控除があります。

⚠ 暦年課税において相続または遺贈によって財産を取得された場合、相続開始前一定期間の贈与額を相続財産に加算して相続税を計算します（贈与額が年間110万円以内であっても、相続財産に加算します）。▶ P9-10

「生存給付金の上限額」の設定



● 生存給付金（の円換算額）の**上限額を設定**できます（10万円以上）。

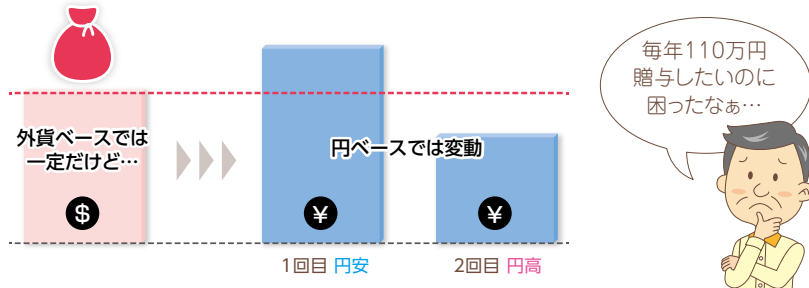
⚠ 「生存給付金の円換算額上限設定特約」を付加した場合に限り、設定できます。

● 上限額を超えた金額は、翌年以降に円貨で繰り越し、上限額を下回った場合に充当します。

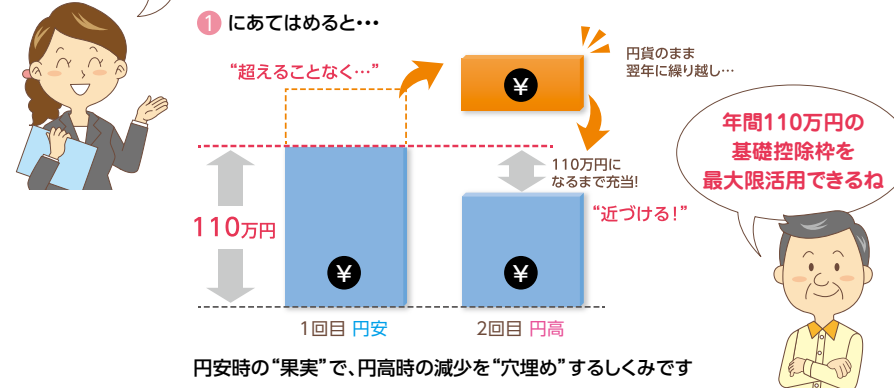
● **例えば、毎年の贈与額を基礎控除（110万円）以下に抑えることができます。**

毎年の贈与額を基礎控除**110万円**以下に抑える場合のイメージ

1 外貨建の場合、生存給付金の円換算額は支払日の為替レートにより変動します



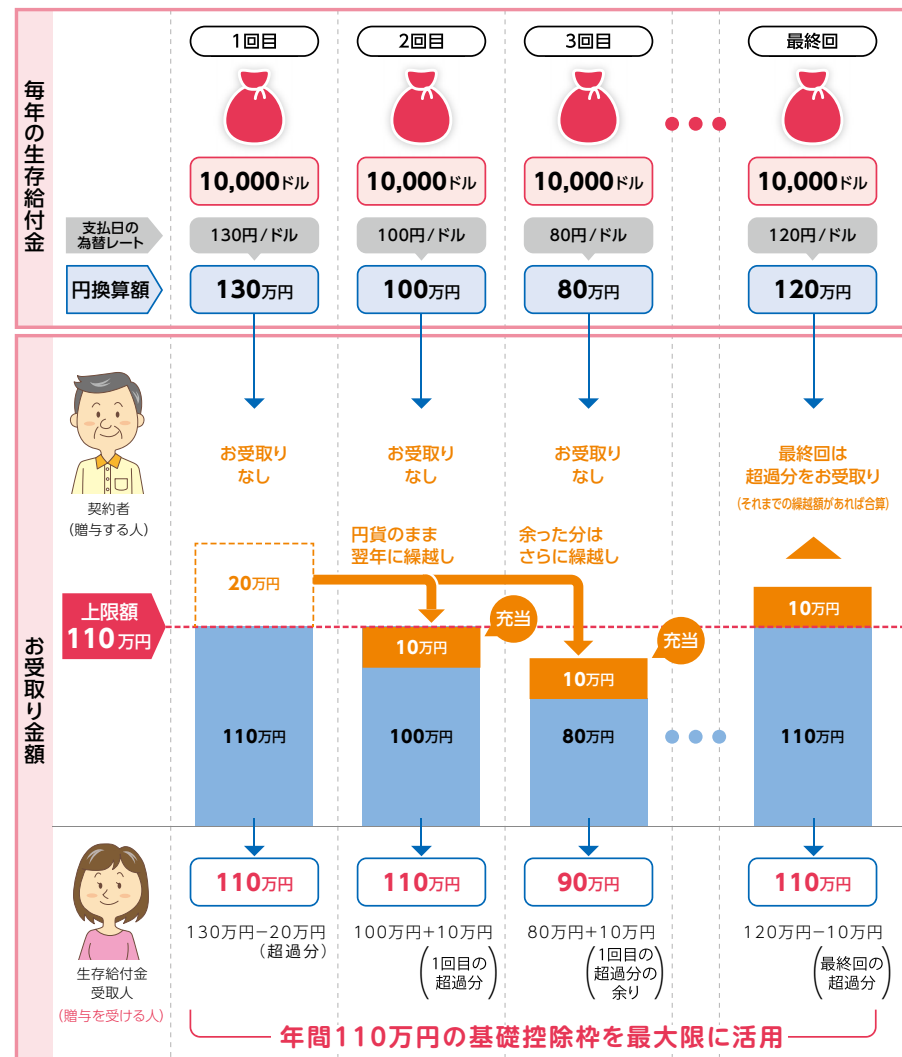
2 ご安心ください!!
円で贈与したい金額（ここでは110万円）に**“超えることなく、近づける”**しくみがあります!



【上限額の判定】上限額を110万円に設定した場合

円換算日 (外貨建の場合)	為替手数料 (外貨建の場合)	生存給付金（の円換算）額にもとづいた受取方法	
		110万円以上のとき	110万円を下回ったとき
指定 生存給付金 支払日	なし	契約者	受取りなし（110万円を超えた分を翌年以降に円貨で繰越し） *最終回は、それまでの繰越分を含めて超過分がある場合に受取り
		生存給付金 受取人	110万円を受取り（円換算後の）生存給付金+前年までの繰越合計を受取り （110万円が上限）

生存給付金額が**10,000ドル**で、上限額を**110万円**に設定した場合のイメージ



⚠ 為替相場の変動により、円貨でのお受取額は変動します。

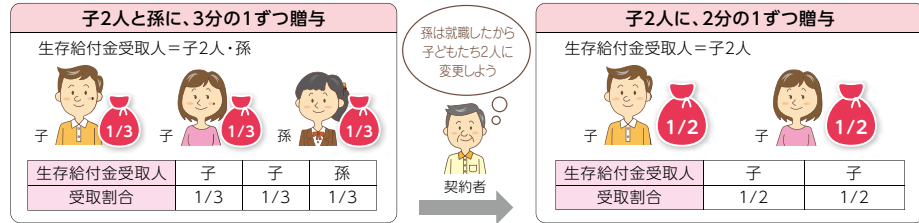
*複数の生存給付金受取人を指定する場合、受取人ごとに異なる上限額は設定できません。

*繰越分は当社所定の利率による利息をつけて積み立てますが、上記イメージ図では省略しています。

ご契約後の生存給付金のお受取り

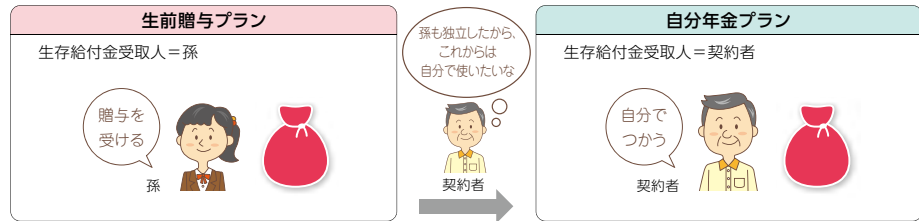
ご契約後、**生存給付金受取人**や**受取割合**を変更できます。

〈変更例①〉 **生前贈与プラン** 贈与を受ける人・贈与割合を変更



*受取割合は、生存給付金受取人ごとに1%きざみで指定できます。

〈変更例②〉 **生前贈与プラン** から **自分年金プラン** へプランを変更



*「自分年金プラン」は、契約者ご自身を生存給付金受取人に指定するプランです。ご契約時にも選択できます。

死亡保険金額について

*第1回の指定生存給付金支払日を契約日とした場合

死亡保険金額は、以下の金額と「解約返還金額」のいずれか大きい金額となります。

契約日から2年間	積立金額（将来の死亡保険金および生存給付金を支払うために積み立てるお金）				
	A まだ受け取っていない生存給付金の合計額 + B 基本終身保険金額※ 【例】受取回数10回、生存給付金が4回支払われた後に被保険者が死亡された場合 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th style="background-color: #f08080;">贈与部分</th><th style="background-color: #add8e6;">終身保障部分</th></tr> <tr> <td> すでに受け取った生存給付金 </td><td> A まだ受け取っていない生存給付金の合計額 B 基本終身保険金額 A + B </td></tr> </table> *【終身保障なし】の場合、B 基本終身保険金額はありません。	贈与部分	終身保障部分	すでに受け取った生存給付金	A まだ受け取っていない生存給付金の合計額 B 基本終身保険金額 A + B
贈与部分	終身保障部分				
すでに受け取った生存給付金	A まだ受け取っていない生存給付金の合計額 B 基本終身保険金額 A + B				
契約日から2年経過以後、積立利率保証期間満了日まで					
積立利率保証期間更新後（「終身保障あり」の場合のみ）	基本終身保険金額※ *更新時に見直されます。 くわしくは「特に重要なお知らせ（契約概要・注意喚起情報）」7ページをお読みください。				

※終身保障の基準となる金額として契約日に定められる金額をいい、契約日における1回分の生存給付金額に終身保障倍率を乗じた金額となります。

*第1回の指定生存給付金支払日を契約日以外とした場合の死亡保険金額については、「特に重要なお知らせ（契約概要・注意喚起情報）」7ページをお読みください。

生存給付金の請求手続き

⚠ 下記手続きは2025年10月現在のものであり、将来変更となる可能性があります。

ご契約時 *指定生存給付金支払日にかかわらず、同様の手続きをしていただきます。

生存給付金受取人（贈与を受ける人）

ご請求に必要なお手続き書類を第一フロンティア生命に郵送してください

なお、生存給付金受取人の本人確認のため、以下の2点が法令上必要となっています。

- ①請求書類のご返送の際に、現在お住まいの住所が記載された本人確認書類2種類をあわせてご提出ください。
- ②お支払い後に「転送不要・簡易書留」で郵送する「お支払明細」をお受け取りください（転居されたなどの場合は、郵便局の転居届では届きません）。

*生存給付金受取人が同居されている場合、ご契約のお申込みと一緒に請求のお手続きをしていただくこともできます。

野村證券口座でのお受取り

第1回の指定生存給付金支払日	契約日	ご契約手続き完了日の翌日、または不備のない請求書類が第一フロンティア生命に到着した日の翌日のいずれか遅い日から起算して5営業日以内にお支払いします。
	契約日以外	口座入金予定日は原則として、外貨建の場合は「指定生存給付金支払日の2営業日後」、円建の場合は「指定生存給付金支払日」となります。ただし、ご契約手続きが完了していない場合は、ご契約手続き完了日の翌日、または不備のない請求書類が到着した日の翌日のいずれか遅い日から起算して5営業日以内にお支払いします。

⚠ 契約者は、必ず事前に、指定した生存給付金受取人（贈与を受ける人）に受取りについてご説明いただき、了解を得てください。

ご契約後（2回目以降） *第1回の指定生存給付金支払日によっては、1回目のお受取りの際も事前案内を送付します。

契約者（贈与する人）

指定生存給付金支払日の3ヵ月前を目処に 事前案内を送付します

生存給付金受取人（贈与を受ける人）や、「生存給付金の上限額」に変更がないか、などを確認させていただきます。

↓

契約内容の変更がなければ、お手続きは不要です

生存給付金受取人（贈与を受ける人）

指定生存給付金支払日の2ヵ月前を目処に 事前案内を送付します

↓

請求手続きは不要です

野村證券口座でのお受取り

*口座入金予定日は原則として、外貨建の場合は「指定生存給付金支払日の2営業日後」、円建の場合は「指定生存給付金支払日」となります。

贈与についてのQ&A

各課税方式(暦年課税・相続時精算課税)の概要については、▶P9・10 をご参照ください。

ここに記載の税務のお取扱いとは2025年8月現在のものです。法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

Q1 贈与税の基礎控除について教えてください。

A1 「暦年課税」「相続時精算課税」それぞれに、贈与を受ける人(=受贈者)1人につき、年間110万円の基礎控除があります。

Q2 「第一フロンティア生存給付金付終身(円建／外貨建)」の生存給付金について、税務上の贈与日はいつになりますか？

A2 毎年の指定生存給付金支払日が税務上の贈与日となります。
*贈与日は、生存給付金の請求書類を第一フロンティア生命に返送する日にかかわらず、上記のとおりとなります。

Q3 「生存給付金の上限額」を設定する際、特に注意すべきことはありますか？

A3 生存給付金受取人に指定した人に、他の手段や生命保険で贈与を受けていないかを確認してください。
「暦年課税」「相続時精算課税」はそれぞれ年間110万円の基礎控除が、1年間に贈与を受けた財産の価額に適用されますが、贈与を受ける人(受贈者)がすでに他の手段や生命保険で贈与を受けているときはそれらも合算されます。
そのため、たとえば上限額を基礎控除の110万円に設定した場合でも、1年間に贈与を受けた財産の価額が基礎控除を超えてしまうおそれがありますので、ご注意ください。

Q4 「相続時精算課税」を選択する場合、特に注意すべきことはありますか？

A4 一度この課税方式を選択すると、その後、同じ贈与者からの贈与について、暦年課税との併用や暦年課税への変更ができません。その他にも贈与者・受贈者の条件、翌年の選択手続きや申告など留意点があります。▶P9・10 をご参照ください。

Q5 「暦年課税」で、被保険者(=契約者(贈与者))が亡くなる前の贈与は、相続税の課税対象になりますか？

A5 受贈者が相続または遺贈(遺言によって遺言者の財産を贈与すること)によって財産を取得した場合、相続開始前一定期間*の贈与は、相続税の課税対象になります。
*2023年度税制改正により、2024年1月1日以降、相続税の課税対象となる期間は「3年間」から「7年間」に段階的に延長されます。
*課税対象となった贈与財産の価額に対応する贈与税の額は、対象となった人の相続税の計算上、控除されます。

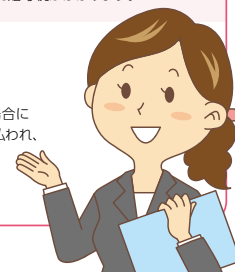
Q6 「暦年課税」で、「法定相続人ではない孫」を生存給付金受取人(=受贈者)に指定した場合の税務上の注意点を教えてください。

A6 以下のとおりとなります。
① 死亡保険金受取人も「孫」の場合
孫が死亡保険金を受け取るため、被保険者が亡くなる前一定期間*の贈与は、相続税の課税対象になります(Q5をご参照ください)。
また、孫が受け取る死亡保険金に生命保険金の非課税枠(500万円×法定相続人数)は適用されず、孫の相続税は2割加算されます。
② 死亡保険金受取人が「子」など、孫以外の場合
孫に他に相続した財産がなければ、被保険者が亡くなる前一定期間*の贈与は、相続税の課税対象となります。
*ただし、他の生命保険において孫が死亡保険金受取人になっている場合など、孫が取得する相続財産がある場合は、相続税の課税対象となります。
*2023年度税制改正により、2024年1月1日以降、相続税の課税対象となる期間は「3年間」から「7年間」に段階的に延長されます。

Q7 「第一フロンティア生存給付金付終身(円建／外貨建)」による贈与は、「定期贈与」※に該当しませんか？

※例えば、「1,000万円を10年間にわたって毎年100万円ずつ贈与する」という約束のもとに行われる贈与です。この場合、約束した年に、「10年間にわたり毎年100万円ずつ受け取る権利」に対して贈与税がかかります。

A7 該当しません。理由は以下のとおりとなります。
① 生存給付金のお受取りが確定していないこと
*生存給付金は、毎年の指定生存給付金支払日に、被保険者が生存している場合に支払われます(被保険者が死亡した場合、死亡保険金受取人に死亡保険金が支払われ、以降の生存給付金のお支払いはありません)。
② 生存給付金受取人の変更が可能であること



贈与税の課税方式の概要と留意点

*各課税方式の詳細については国税庁ホームページなどご参照ください。

	暦年課税	相続時精算課税
概要	● 暦年(1月1日～12月31日の1年間)ごとに、その年中に贈与された価額の合計額に対して贈与税を課税する方式です。	● 父母・祖父母から子・孫への贈与について、一定の税率で贈与税を納付し、相続時に相続税で精算する方式です。
贈与する人(贈与者)	● 制限はありません。	● 贈与した年の1月1日において、60歳以上の父母または祖父母に限られます。
贈与を受ける人(受贈者)	● 制限はありません。 *当商品においては生存給付金受取人の指定範囲が決められています。	● 贈与を受けた年の1月1日において、18歳以上の子または孫に限られます。
基礎控除額	● 贈与を受ける人(受贈者)1人につき、年間110万円の基礎控除があります。	● 贈与を受ける人(受贈者)1人につき、年間110万円の基礎控除があります。
贈与税の課税	● 1年間に贈与された財産が、基礎控除額である110万円以下であれば、贈与税はかかりません。 贈与税額＝ (1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額－基礎控除110万円)×税率－控除額 *基礎控除後の課税価額に応じた税率と控除額が適用されます(18歳以上の受贈者が直系尊属から贈与を受けた場合とそれ以外の場合で税率および控除額が異なります)。	● 基礎控除を超えた贈与が累計2,500万円を超えると、超えた金額に一律20%の贈与税がかかります。 贈与税額＝ (1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額－基礎控除110万円－特別控除額)×税率20% 累計2,500万円です。ただし、前年までに特別控除額を使用した場合には、すでに使
課税方式の選択手続き	● 不要です。	● 最初の贈与の年の分のみ、贈与額にかかわらず必要です。 ● この課税方式を適用した贈与を 受けた翌年の2月1日から3月15日 までの間(贈与税申告期間)に、贈与 の選択手続きを行う必要がありま
贈与税の申告	● 1年間に受けた贈与額が基礎控除110万円を超える場合は申告が必要です。 ● 贈与税がかかる場合には、贈与を受けた翌年の2月1日から3月15日までの間(贈与税申告期間)に、贈与を受ける人(受贈者)が贈与税の申告・納付をする必要があります。	● 1年間に受けた贈与額が基礎控除110万円を超える場合は申告が必要です。 ● 申告する場合には、贈与を受けた翌年の2月1日から3月15日までの間(贈与税申告期間)に、贈与を受ける人(受贈者)が手続きを行う必要があります。
課税方式の変更	● 相続時精算課税への変更は可能です。 ● 同じ贈与者からの贈与に、暦年課税と相続時精算課税の両方を適用することはできません。	● この課税方式を一度選択すると、暦年課税への変更はできません。
贈与する人が死亡した時の相続税	● 相続または遺贈によって財産を取得された場合、相続開始前一定期間の贈与額を相続財産に加算して相続税を計算します(年間110万円の基礎控除以内の贈与であっても、相続財産に加算します)。 ● 加算期間は、2023年度税制改正により、2024年1月1日以降、「3年間」から「7年間」に段階的に延長されます。 (右図イメージ参照)	● 基礎控除を超えた贈与の累計額を相続財産に加算して相続税を計算します。 ● 年間110万円の基礎控除以内の贈与はありません。 ● 納付済の贈与税がある場合は相続税額から控除し、控除しきれない

暦年課税のイメージ

基礎控除額は、贈与を受ける人(受贈者)1人につき、年間110万円となります。

ケース① 同じ贈与者から複数の受贈者に贈与

それぞれ基礎控除額を超えないため贈与税なし

ケース② 複数の贈与者から同じ受贈者に贈与

基礎控除額を超えるため贈与税あり

暦年課税と相続時精算課税を組み合わせたイメージ

受贈者は贈与者ごとに相続時精算課税を選択できます。

① 同じ贈与者から複数の受贈者に贈与

*それぞれの基礎控除が適用されます。

② 複数の贈与者から同じ受贈者に贈与

*それぞれの基礎控除が適用されます。

2023年度税制改正により、相続開始前の贈与額を相続財産に加算する期間が段階的に延長されるイメージ

2021年 | 2022年 | 2023年 | 2024年 | 2025年 | 2026年 | 2027年 | 2028年 | 2029年 | 2030年 | 2031年 | 2032年

加算期間3年 (2021年1月1日～2023年12月31日)

加算期間4年 (2024年1月1日～2026年12月31日)

加算期間6年 (2027年1月1日～2031年12月31日)

加算期間7年 (2032年1月1日～2031年12月31日)

*加算期間が3年を超える場合、2024年1月1日より前にはさかのぼりません。

税制改正前の加算対象期間 (実線)

税制改正により延長される期間 (点線)

延長される期間中の贈与合計額のうち、総額100万円までは相続財産に加算しません。

*加算期間中に受けた贈与について納付済の贈与税がある場合は、相続税額から控除します。

主なお取扱いについて

契約年齢の範囲・生存給付金受取回数と終身保障の組み合わせパターンについては ▶ P1・2 をご参照ください。

基本保険金額 (一時払保険料) (もしくは払込金額) *ご契約時の金利情勢など によっては、お取り扱い できない指定通貨が あります。		最低	<table><tr><td>指定通貨で 入金する場合</td><td>米ドル 30,000米ドル</td><td>豪ドル 30,000豪ドル</td><td>円 300万円※</td></tr></table>	指定通貨で 入金する場合	米ドル 30,000米ドル	豪ドル 30,000豪ドル	円 300万円※
			指定通貨で 入金する場合	米ドル 30,000米ドル	豪ドル 30,000豪ドル	円 300万円※	
			<table><tr><td> 「保険料円貨入金特約」を 付加する場合</td><td colspan="3">円 300万円</td></tr></table>	 「保険料円貨入金特約」を 付加する場合	円 300万円		
 「保険料円貨入金特約」を 付加する場合	円 300万円						
※円建の終身保障なしで受取回数5〜9回の場合、700万円となります。 *保険料の払込単位は、米ドル: 1米ドル、豪ドル: 1豪ドル、円: 1万円です。							
		最高	20億円相当額※ ※第一フロンティア生命が毎年6月に定める為替レートで円換算します。 *同一の被保険者について、他に第一フロンティア生命の終身保険および養老保険に加入されている場合、 基本保険金額は通算して20億円相当額を超えることはできません。				
保険期間		終身					
積立利率保証期間		<table><tr><td>終身保障なし</td><td>生存給付金受取回数から1を差し引いた年数</td></tr><tr><td>終身保障あり</td><td>20年</td></tr></table>	終身保障なし	生存給付金受取回数から1を差し引いた年数	終身保障あり	20年	
		終身保障なし	生存給付金受取回数から1を差し引いた年数				
終身保障あり	20年						
		ただし、積立利率保証期間更新日における被保険者の満年齢が91歳以上となる場合は、その日を最終の更新日として、以後更新せず終身となります。 *「終身保障なし」の場合、積立利率保証期間は更新しません。					
生存給付金受取人		<table><tr><td>生前贈与 プラン</td><td>被保険者、被保険者の配偶者または3親等内の親族・6親等内の血族から指定 *3名まで指定できます(ご契約後は6名まで指定できます)。 ただし、契約者と被保険者が別人の場合は、被保険者1名のみ指定可能です。</td></tr><tr><td>自分年金 プラン</td><td>ご契約者</td></tr></table>	生前贈与 プラン	被保険者、被保険者の配偶者または3親等内の親族・6親等内の血族から指定 *3名まで指定できます(ご契約後は6名まで指定できます)。 ただし、契約者と被保険者が別人の場合は、被保険者1名のみ指定可能です。	自分年金 プラン	ご契約者	
		生前贈与 プラン	被保険者、被保険者の配偶者または3親等内の親族・6親等内の血族から指定 *3名まで指定できます(ご契約後は6名まで指定できます)。 ただし、契約者と被保険者が別人の場合は、被保険者1名のみ指定可能です。				
自分年金 プラン	ご契約者						
		*生存給付金受取人は、被保険者の同意を得て、変更できません。					
死亡保険金受取人		被保険者の配偶者または3親等内の親族・6親等内の血族から指定(複数名の指定可能)					
保険料の払込方法		一時払のみ取り扱います。					
「生存給付金の上限額」 設定金額		10万円以上(1万円単位) *上限額の変更、解除および再設定は、第一フロンティア生命お客さまサービスセンターまでお申し出ください。					
解約		解約返還金をお受け取りいただけます。なお、解約された場合、以後の保障はなくなります。					
基本保険金額の 変更	増額	取り扱いません。					
	減額	取り扱いません。					
契約者貸付		取り扱いません。					

※ご契約時の金利情勢など
によっては、お取り扱い
できない指定通貨が
あります。

税務のお取扱いについて

この保険は日本国内において契約される生命保険契約であることから、税制上のお取扱いについては外貨を円貨に換算したうえで、日本国内で販売される一般の生命保険契約と同等にお取扱いいたします。換算日の為替レートなど、くわしくは「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」をお読みください。

① 生存給付金受取時の課税

契約形態		課税の種類
生前贈与プラン	契約者と生存給付金受取人が別人※1	贈与税
自分年金プラン	契約者と生存給付金受取人が同一人	所得税(雑所得※2)+住民税

※1 最終回の生存給付金支払時にご契約者にお支払いする「指定した上限額を超えた金額(それまでの繰越額があれば合算)」は、契約者と生存給付金受取人が別人のときは「所得税(一時所得※4)+住民税」の対象となります。ただし、「終身保障なしで、生存給付金受取回数が5回の場合」または「終身保障なしで、生存給付金受取回数が6回かつ第1回の指定生存給付金支払日を契約日とした場合」は、20%源泉分離課税※3となります。

※2 生存給付金額から必要経費を差し引いた金額が、課税対象となります。

② 解約時の差益に対する課税

	契約日から5年以内の解約	契約日から5年超の解約
終身保障なし	20%源泉分離課税※3	所得税(一時所得※4)+住民税
終身保障あり	所得税(一時所得※4)+住民税	

③ 死亡保険金受取時の課税

契約形態	契約例			課税の種類
	契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金 受取人	
契約者と被保険者が同一人	A	A	B	相続税
契約者と死亡保険金受取人が同一人	A	B	A	所得税(一時所得※4)+住民税
契約者、被保険者、死亡保険金受取人がそれぞれ別人	A	B	C	贈与税

※契約者(=保険料負担者)と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が相続人である場合、他の死亡保険金などと合算のうえ、「生命保険金の非課税枠(500万円×相続税法で定める法定相続人数)×相続税法第12条>」が適用されます。

※3 復興特別所得税が別途課税されます。また、新たな付加税が導入された場合、そちらもあわせて課税されます。

※4 一時所得の課税

一時所得については、他の一時所得と合算して年間50万円限度の特別控除があります。特別控除を超える部分については、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

一時所得の課税対象額 = $\left(\text{収入} - \text{必要経費} - \text{特別控除} \right) \times \frac{1}{2}$
 $\left(\text{受取額} - \text{(50万円)} \right)$



ここに記載の税務のお取扱いは2025年8月現在のものです。法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

商品付帯サービスについて



サービス内容の詳細は、
第一フロンティア生命ホームページでもご覧いただけます。

●「健康」、「認知症・介護」、「相続・税務・法務」に関する相談や、会員制サービスなど、ご自身・ご家族が利用できるサービスです。

●サービスのご利用方法は、ご契約者さま宛てにお届けする「保険証券」に同封のチラシにてご案内いたします。

※各サービスは、第一フロンティア生命の保険商品の保障内容の一部ではありません。

※ご利用の際の諸条件(「ご家族」の範囲など)や、地域・内容により、ご希望に添えない場合があります。

健康サポート
ダイヤル

提供:MBK Wellness 株式会社

税務・法務サポート
ダイヤル
相続サポートダイヤル

提供:アスクプロ株式会社

フロンティア・ゴールド
倶楽部

提供:株式会社ベネフィット・ワン

以下の記載において、指定通貨が外貨の場合のみ該当する箇所を と表記しています。

お客さまが負う投資リスクについて

市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための市場価格調整を行うこと、解約の際に解約控除がかかることなどの理由により、「解約返還金とそれまでの生存給付金の合計額」などが一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

 為替リスクについて

為替相場の変動により、お受取時の為替レートで円貨に換算した「解約返還金とそれまでの生存給付金の合計額」や「死亡保険金とそれまでの生存給付金の合計額」などが、ご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

費用について(この保険に係る費用は、以下の費用の合計になります)

■すべてのご契約者に負担していただく費用

積立利率保証期間中、積立金から死亡保険金を支払うための費用を控除します。

*上記の費用は、契約年齢、性別、経過期間などによって異なるため、具体的な数値や計算方法は表示しておりません。

また、積立利率の計算にあたって、ご契約の締結・維持などに必要な費用および死亡保険金を支払うための費用の率（＝保険契約関係費率）をあらかじめ差し引いております。

■ 特定のご契約者に負担していただく費用

①解約返還金額は、つぎの費用を控除したうえで計算されます。 解約控除 = 基本保険金額 × 以下の解約控除率

	終身保障	なし				あり
指定通貨	生存給付金 受取回数	5回	7回	10回	15・20・25・30回	3・5・7・10回
米ドル		2.00%	3.00%	4.70%	4.70%	4.70%
豪ドル	解約控除率	0.13%	0.08%	0.06%	0.47%	0.47%

	終身保障	なし							あり(1倍)	あり(3倍)
指定通貨	生存給付金 受取回数	5回	6回	7回	8回	9回	10回	15・20・ 25・30回	3・5・ 7・10回	5・7・ 10回
円	解約控除率	1.35% 0.08%	1.50% 0.06%	1.50% 0.04%	1.50% 0.03%	1.50% 0.02%	1.82% 0.02%	2.40% 0.24%	2.00% 0.20%	2.40% 0.24%

* 契約日の10年後の契約応当日以降は、解約控除はかかりません。

② 特約を付加して特約年金をお受け取りになる場合、特約年金受取期間中の毎年の特約年金支払日に、受取特約年金額に対して**1.0%**(円貨で特約年金を受け取る場合は**最大0.35%**)を負担していただきます(2025年10月現在の数値であり、将来変更されることがあります)。

 通貨を換算する場合の費用

以下の特約の為替レートには、為替手数料が反映されており、当該手数料はお客さまの負担となります。

保険料円貨入金特約	TTM+50銭	円貨支払特約	TTM-50銭
-----------	---------	--------	---------

* 生存給付金額を円貨に換算してお受け取りになる場合の為替レートはTTMとなり、為替手数料はかかりません。

*上記の為替レートは、2025年10月現在の数値であり、将来変更することがあります。

*TTM(対顧客電信売買相場仲値)は、第一フロンティア生命所定の金融機関が公表する値となります。

■ この他に外貨のお取扱いに必要なとなる費用を負担していただくことがあります。

MEMO